

いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）実施要領

（趣旨）

第1 岩手県が実施するいわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）（以下、「いわて若者移住支援事業」という。）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）

第2 岩手県内における若者の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、いわて若者移住支援事業を実施する。

（事業の概要）

第3 いわて若者移住支援事業の概要は、以下のとおりである。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して都道府県が実施する移住支援事業及びマッチング支援事業又は同交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業（以下、起業支援事業という。）と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者がいわて若者移住支援金の要件を満たす場合、岩手県はいわて若者移住支援金を給付する。

（いわて若者移住支援事業）

第4 いわて若者移住支援事業は、次のとおり実施する。

岩手県は、事業の制度設計・全体管理、移住者からのいわて若者移住支援金の申請受付・要件確認、いわて若者移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、都道府県が行う移住支援事業及び市町村が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。

いわて若者移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（1）いわて若者移住支援金（一般）の支給

岩手県は、①及び②に定める要件を満たす者のうち、③、④、⑤又は⑥の要件を満たす者の申請に基づき、⑦に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては25万円、単身の場合にあっては15万円のいわて若者移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は、18歳未満の者一人につき25万円並びに申請者が転入時において18歳以上25歳以下であった場合及び申請者が女性であった場合は、それぞれ5万円を予算の範囲内で加算する。

ただし、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（以下、「いわて暮らし応援事業実施要領」という。）に規定する支給対象者については、対象外とし、同一人物、同一世帯における複数回の申請は認めない。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 岩手県に転入したこと。
- b 岩手県においていわて若者移住支援事業実施要領が施行された後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に、転入したこと。
- c 岩手県内への転入時において、39 歳以下の者であること。
- d いわて若者移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
ただし、県が実施するいわてお試し居住体験事業を活用して移住する場合は、入居期間終了日より 1 年以内であること。
※「入居期間」はいわてお試し居住開始日より 1 年間を上限とし、更新期間は含めないもの。
※申請期限を延長する場合にあっては、入居期間中に、岩手県内に住民票を移していること。
- e 岩手県内に、いわて若者移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、岩手県においていわて若者移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に転入したこと。
- d 申請者が、岩手県内への転入時において、39 歳以下の者であること。（申請者を除く世帯員については、年齢は問わない。）
- e 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他岩手県がいわて若者移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 県が実施する移住定住施策への協力

岩手県が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に関する調査及びインタビューへの回答等）をすること。

③ 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載する対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、いわて若者移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職するこ

とが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑤ 本事業における関係人口に関する要件

岩手県における市町村や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、移住先の市町村が個別に定める別表1に掲げる要件に該当すること。

⑥ 起業に関する要件

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑦ 申請手続き等

(ア) 交付申請

いわて若者移住支援金の申請者は、いわて暮らし応援事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)に定める交付申請書(様式第1号の4)、移住先の就業先の就業証明書(第1号の6又は第1号の7)及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件を満たし、かつ③、④、⑤又は⑥の要件に該当することを証する書類を岩手県に提出する。なお、提出書類については、別表2のとおりとする。

(イ) 交付申請書提出期限

申請年度の3月15日までとする。

ただし、15日が土日祝日の場合は、その前日までとする。

(ウ) 補助金請求書及び実績報告書の提出

いわて若者移住支援金の交付決定を受けた者は、要綱に定める補助金請求書(様式第3号の2)、実績報告書(様式第4号の4)を岩手県に提出する。

(エ) 補助金請求書及び実績報告書提出期限

交付決定日から30日以内とする。

(2) いわて若者移住支援金(新卒)の支給

岩手県は、①及び②に定める要件を満たし、かつ、③の要件を満たす者の申請に基づき、④に定める方法により、15万円のいわて若者移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、申請者が転入時において18歳以上25歳以下であった場合及び申請者が女性であった場合は、それぞれ5万円を予算の範囲内で加算する。

ただし、いわて暮らし応援事業実施要領及び(1)に掲げるいわて若者移住支援金(一般)に規定する支給対象者については、対象外とし、同一人物、同一世帯における複数回の申請は認めない。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域の大学等(要綱第2(4)に規定するものをいう。以下同じ。)に在籍し、住民票を移す直前の3年以内に卒業又は修了したこと。
- b 上記aの在籍期間中から住民票を移す直前まで、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和4年4月1日以降に、下記③に掲げる就業要件を満たしたこと。
- b 岩手県内への転入時において、39歳以下の者であること。
- c いわて若者移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
ただし、県が実施するいわてお試し居住体験事業を活用して移住する場合は、入居期間終了日より1年以内であること。
※「入居期間」はいわてお試し居住開始日より1年間を上限とし、更新期間は含めないもの。
※申請期限を延長する場合にあっては、入居期間中に、岩手県内に住民票を移していること。
- d 岩手県内に、いわて若者移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

上記(1)①(エ)に掲げる事項と同様とする。

② 県が実施する移住定住施策への協力

岩手県が実施する移住定住施策への協力(各種移住定住に関する調査及びインタビューへの回答等)をすること。

③ 就職に関する要件

上記(1)③1)に掲げる事項と同様とする。ただし、新卒求人への就業に限る。

④ 申請手続き等

(ア) 交付申請

いわて若者移住支援金の申請者は、要綱に定める交付申請書（様式第1号の5）、移住先の就業先の就業証明書（第1号の6）及び本人確認書類に加え、上記①、②及び③の要件に該当することを証する書類を岩手県に提出する。なお、提出書類については、別表2のとおりとする。

（イ）交付申請書提出期限

転入後1か月以上経過後から申請年度の3月15日までとする。

ただし、15日が土日祝日の場合は、その前日までとする。

（ウ）補助金請求書及び実績報告書の提出

いわて若者移住支援金の交付決定を受けた者は、要綱に定める補助金請求書（様式第3号の2）、実績報告書（様式第4号の4）を岩手県に提出する。

（エ）補助金請求書及び実績報告書提出期限

交付決定日から30日以内とする。

（3）いわて若者移住支援金の返還

岩手県は、いわて若者移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、いわて若者移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

① 虚偽の申請等をした場合

② いわて若者移住支援金の申請日から1年以内に岩手県から転出した場合

③ いわて若者移住支援金の申請日から1年以内にいわて若者移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（4）いわて若者移住支援金の支給に係る情報共有

岩手県は、いわて若者移住支援金の申請に係る手続き、支給者の就業先情報及び返還対象者に関する情報について、速やかに居住先市町村と共有することとする。

（協力）

第5 岩手県と市町村は、いわて若者移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。(令和3年4月1日定雇第10号)

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から実施する。(令和3年9月1日定雇第472号)
- 2 令和3年9月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。(令和4年4月1日定雇第14号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和4年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から実施する。(令和4年10月1日定雇第393号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和4年10月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。(令和5年4月1日定雇第7号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。
- 3 第4(2)に掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に第4(2)③の要件を満たした者から適用する。同日前に第4(2)③の要件を満たした者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。(令和6年4月1日定雇第 号)
- 2 第4(1)①(イ)d及び(2)①(イ)cただし書きに掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に当該事業を活用開始した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 関係)

市町村	要件
盛岡市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市内の事業所において「ふるさとワーキングホリデー」に参加したことがある者又は「盛岡という星でプロボノルトカンパニー」登録者で活動実績がある者で、かつ、以下①～③の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支給金の申請日において連続して 3 月以上在職していること ②当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること ③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
宮古市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大船渡市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかに該当し、かつ、以下のア～ウの全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①大船渡市内の事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者 ②大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 ③おためし地域おこし協力隊に参加した者 ア市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して 3 か月以上在職していること イ転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ウ当該法人に、申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること ・大船渡市に移住する直前の 1 年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用し、市内で起業した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者

	<p>施したことがある者</p>
花巻市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受け、かつ週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて市内事業所に就業又は市内で就農した者。ただし、就業においては、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・花巻市空き家バンクの利用登録を行い、かつ週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて市内事業所に就業又は市内で就農した者。ただし、就業においては、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・花巻市 UIJ ターン者就業奨励金の交付を受けた者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
北上市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上市に移住する以前に連続する 2 年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、かつ、以下①～③の全てに該当する者 ①市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して 3 月以上在職していること ②転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ③当該就職先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
久慈市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
遠野市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に 55 歳未満であって、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・転入時に 55 歳未満であって、転入日の 3 か月前までに「で・くらす遠野市市民制度」有料会員であったことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一関市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いちのせきファンクラブ」の会員（R5 年度会員のみ） ・「移住希望者相談等支援補助金（移住検討視察交通費補助金）」の利用経験を有する者 ・「お試し移住」「移住体験ツアー」「オンライン いちのせき暮らしセミナー」など市が主催する移住促進事業の参加経験を有する者

	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き家バンク」を利用して移住する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
陸前高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかにあてはまり、かつ市内に事業所を有する法人に期間の定めのない労働契約に基づき就業し、申請する時点において連続して3月以上在職している者 ①お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン又は移住ツアーに参加した者 ②空き家バンクを利用して移住する者 ③佐々木朗希選手を応援する会の会員 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
釜石市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下いずれかにあてはまり、かつ就業している者 ①釜石市出身者（2親等以内が釜石市に住民票を有する等） ②市が実施するお試し移住パック・移住ツアー利用者 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者 ④釜石ラグビー応援団の団員 ⑤固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外） ⑥市の移住相談窓口にご相談した上で移住した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
二戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
八幡平市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡平市応援市民である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
奥州市	<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援補助金の申請日において、以下①又は②に当てはまり、かつ市内事業所に就業、又は市内で起業、就農したもので5年以上継続して勤務等する意思を有していること。 ①奥州市空き家バンクの利用登録を行って移住した者。 ②転入日の属する年度以前5年度において、2年以上奥州市にふるさと納税を行った者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
滝沢市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内高等教育機関の卒業生である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者

	施したことがある者
雫石町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者 ・七ツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
葛巻町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ参加者 ・移住体験ツアー参加者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩手町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日以降に岩手町に移住相談を行っていた者又は空き家活用型UIJターン事業の活用を相談していた者 ・岩手町が主催する起業支援事業、まちづくり活動に参加経験を有する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
紫波町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・町内で開催された産業振興関連のインターンシップや体験ツアーに参加経験がある者 ・町内の遊休不動産の利活用事業に従事している者 ・農業法人等に雇用就農している者 ・町内で独立自営就農している者 ・5年以内に親元等の農業経営を継承する意欲がある者 ・農業研修を受講していて、受講終了後に町内で就農する意欲のある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
矢巾町	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
西和賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験制度を利用したのちに移住した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
金ヶ崎町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・金ヶ崎町企業クラブに登録している企業へ就職した者

	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
平泉町	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉町からふるさと住民票カードを交付された者。 ・平泉お試し居住体験事業を利用したのちに移住した者。 ・「平泉町空き家・空き地バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
住田町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が実施するイベント等に参加し本人からの了承に基づき関係人口の名簿に登載された者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大槌町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大槌応援団（大槌ファン）に登録している者 ・移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・移住体験ツアーに参加したのちに移住した者 ・お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者 ・地域おこし協力隊インターンに参加したのちに移住した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
山田町	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩泉町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことのある者 ・岩泉町にボランティアで来たことのある者 ・岩泉町にふるさと納税をしたことのある者 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者 ・岩泉型インターンシップに参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
田野畑村	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
普代村	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青の国ふだいファン会員に登録している者 ・普代村にふるさと納税をしたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
軽米町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽米町にふるさと納税をしたことのある者 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
野田村	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心はいつものだ村民制度登録者 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
九戸村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
洋野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一戸町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸夢ファームで2週間以上の研修実績を有する者 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者

別表2（第4関係）

（1）交付申請時に必要となる書類（一般）

区分	提出書類	備考
1 全員必須	（1） 交付申請書	要綱 様式第1号の4
	（2） 写真付き身分証明書	
	（3） 移住先の住民票の写し ※ 世帯分の申請の場合は、世帯分のもの	
	（4） 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間が分かる書類） ※ 世帯分の申請の場合は、世帯分のもの ※ 18歳未満の世帯員が移住元で胎児の場合、母子手帳等の写し	
	（5） 許可指令書 ※ お試し居住体験事業に参加された場合のみ	
	（6） いわて若者移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る	
	（7） いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書	別紙1
	（8） いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）に係る個人情報取扱い同意書	別紙2
2 就業又は専門人材に該当する申請者のみ提出	就業証明書	要綱 様式第1号の6
3 テレワーカーに該当する申請者のみ提出	就業証明書_テレワーク	要綱 様式第1号の7
4 関係人口（岩手県「遠恋複業」の取組による複業実施者）に該当する申請者のみ提出	関係人口証明書_遠恋複業	別記様式1
5 関係人口（岩手県「遠恋	各市町村の関係人口要件に該当す	別に定める

複業」の取組による複業実施者を除く）に該当する申請者のみ提出	ることを証する書類	
--------------------------------	-----------	--

(2) 交付申請時に必要となる書類（新卒）

提出書類（全員必須）	備考
(1) 交付申請書	要綱 様式第1号の5
(2) 写真付き身分証明書	
(3) 移住先の住民票の写し	
(4) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、 在住期間が分かる書類）	
(5) 東京圏内の大学等の在学期間及び卒業の事実が分かる書類の写し	卒業証明書、成績証明書、 在籍証明書 など
(6) 就業証明書	要綱 様式第1号の6
(7) いわて若者移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・ 口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る	
(8) いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書	別紙1
(9) いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）に係る個人情報の取扱い 同意書	別紙2